

二〇二〇—ICT基盤政策特別部会の設置（案）

平成二十六年二月三日
情報通信審議会決定第 号

臨時に、次の部会を設置する。

- 一 名称
二〇二〇—ICT基盤政策特別部会
- 二 組織
会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員
- 三 所掌
平成二十六年二月三日諮問第二十一号
「二〇二〇年代に向けた情報通信政策の在り方
—世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普
及・発展に向けて—」の調査審議
- 四 設置期限
前項の諮問事項に関する審議会答申の日までとする。
- 五 委員会
 - 1 部会長は、部会の審議すべき事項のうち専門的な事項を調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。
 - 2 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。